

骨粗しょう症・骨折予防啓発事業運営業務仕様書

1 業務の名称

骨粗しょう症・骨折予防啓発事業運営業務

2 業務の目的

県民に対する骨粗しょう症・骨折のリスク及び予防に関する啓発を目的として、世界骨粗鬆症デー（10月20日）にあわせ、企業・団体と連携し健康に関する測定体験、検診・運動・食などの予防行動に関する情報を発信するイベントを実施する。

3 業務内容

（1）業務の範囲

- ア) イベントの企画・準備
- イ) イベントの運営
- ウ) イベント告知

（2）履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

（3）履行場所

広島県健康福祉局健康づくり推進課（広島市中区基町10番52号広島県庁本館5階）
及び紙屋町シャレオ中央広場（広島市中区基町地下街100号）

（4）業務の内容

- ア) イベントの企画・準備
 - ・広島県（出展者・登壇者との連携を含む）との企画打合せ
- イ) イベントの運営
 - ・会場利用に伴う諸手続き（会場本申込、使用料・設営撤去警備立会い料等の支払い）
 - ・運営マニュアル作成
 - ・会場設営・撤去等一式（什器等のレンタル手続、タイトル看板・ポップ作成費等を含む）
数量：別表のとおり
 - ・運営管理
 - ・イベント保険への加入
 - ・来場者へのアンケートの実施・集計、報告書作成
- ウ) イベント告知
 - ・チラシの作成及び印刷
企画・使用：A4サイズ 両面 4C／1C コート紙 90kg
数量：1,000部
 - ・ポスター作成及び掲出
企画・使用：B1サイズ 片面 4C コート紙 135kg
数量：30枚
備考：紙屋町シャレオ南北柱ポスターAセットとして10月19日～20日の2日間掲示し、
イベント終了後撤去すること。
 - ・SNS広告及び分析・レポート

Instagram のアカウントを作成し、30-40 代女性をターゲット層とした広告内容を作成すること。セグメンテーションとターゲティングを設定し実施すること。

期間：イベント前 1 か月間

備考：配信に係る費用については、下限 15 万円とし、分析可能な十分なボリュームを担保すること。

(5) 業務実施体制

- ・ 受注者は、本事業を総括する業務実施責任者を 1 名配置すること。
- ・ 業務実施責任者は窓口となり、広島県健康づくり推進課と密に連携すること。また、本事業の企画立案の他、本事業従事者を十分指導して事業を円滑に進めること。
- ・ 発注者から打合せを求められた場合、受注者は速やかに対応すること。
- ・ 受注者は、打合せ結果を記録にまとめ、発注者に速やかに提出すること。
- ・ 業務実施責任者は経費・事業内容等について広島県健康づくり推進課から報告を求められた際は速やかに対応すること。

(6) その他

- ・ 事業内容を変更する必要がある場合、受注者は広島県健康づくり推進課との協議に応じること。

4 契約

(1) 契約の条件等

本業務委託契約書に定めるところによる。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 委託料の内容

ア) 対象とする経費

- ・ 既存雇用者（社員等）の人件費。ただし、本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。
- ・ 消耗品（税抜き単価が 3 万円未満のもの）購入費
- ・ 機械・機器のレンタル料、リース料
- ・ 通信、運搬、会場借上、その他事業を実施するために必要と認められる経費

イ) 対象とならない経費

- ・ 購入代金が 3 万円以上の機械・機器等の購入経費
- ・ 土地・建物を取得するための経費
- ・ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・ 失業者の能力開発を目的とする研修費用等の経費
- ・ その他事業との関連が認められない経費

ウ) その他の留意事項

- ・ 本委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として広島県健康づくり推進課に帰属する。

(2) 成果物の提出

全ての業務終了後、実施内容に関する報告書を作成し、提出すること。なお、報告書の内容については、提出前に発注者と協議すること。

また、業務で制作した啓発物については、電子データも提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に広島県健康づくり推進課に協議し承認を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

発注者は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。

7 その他

(1) 受託事業者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、広島県健康づくり推進課と調整を図ること。

(2) 受託事業者は、仕様書に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め広島県健康づくり推進課と協議の上、その指示または承認を受けること。

(3) 受託事業者は、本委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、広島県健康づくり推進課と協議すること。

(4) 設営・撤去については、紙屋町シャレオ「広島地下街開発株式会社」から提示される注意事項を順守すること。

(別表)

業務内容等	仕様	数量	単位	備考
イベントの企画・準備				
イベント企画・打合せ		1	式	
イベントの運営				
会場利用に伴う諸手続き		1	式	会場本申込、使用料・設 営撤去警備立会い料等 の支払いを含む
運営マニュアル作成		1	式	
会場設営・撤去		1	式	
パネル	2500mm×990mm	60	枚	自立式 ブース設置時に利用
長机	1800 mm×600 mm×700 mm	16	卓	
白布	長机用	16	枚	
パイプ椅子		35	脚	
行事案内看板	メイン看板	1	枚	デザイン込み
ポップ設置		8	枚	コーナーサイン用
社名版		8	枚	
運営管理		1	式	
イベント保険		1	式	
来場者へのアンケートの 実施・集計、報告書作成		1	式	
イベント告知				
チラシの作成及び印刷				
デザイン検討・打合せ	A 4 両面 4 C / 1 C	1	式	
印刷	コート紙 90kg	1000	部	一括納品
ポスター作成及び掲出				
デザイン検討・打合せ	B 1 片面 4 C	1	式	
印刷	コート紙 135kg	30	枚	
掲示・撤去	2 日間	1	式	紙屋町シャレオ南北柱 ポスター A セット掲 示・撤去費用含む
SNS 広告				Instagram 使用
広告内容の制作・アカウ ント設定等		1	式	
SNS 広告配信	イベント前 1 か月間投下	1	式	下限を 15 万円とし、 予算に計上すること
分析・レポート		1	式	